Web 年金広報
2025 11 月号
Vol.152（通巻797号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

年金委員の扉

年金委員知っ為情報 （2）

“ねんきんネット”使ってますか？

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員知っ為情報」。今回のテーマは「“ねんきんネット”使ってますか？」。スマートフォンなどからご自分の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

●ねんきんネットを使えば、こんなことができる！

⑴年金記録の確認

月別でご自分の年金記録を一目で確認できます。

国民年金では、加入月数、各月の納付状況（免除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度の適用期間など）、保険料を追納できる月と金額などが表示されます。

厚生年金保険については、加入月数、標準報酬月額・標準賞与額、お勤め先の名称などが確認できます。

⑵ 年金見込額の試算

将来受け取るご自分の老齢年金見込額を２つのやり方で試算できます。

①かんたん試算…現在と同じ給料などの条件で、60歳まで年金制度に加入し続けた場合の年金見込額を自動的に試算できます。操作は画面をクリックするだけ。

②詳細な条件で試算…今後の働き方、老齢年金を受け取る年齢、未納となっていた保険料を今後納付した場合など、ご自分で詳細な試算条件を設定して、年金見込額を試算できます。

⑶「ねんきん定期便」や各種通知書の確認

日本年金機構から送られてくる各種通知書の確認ができます。①電子版「ねんきん定期便」（「ねんきんネット」から電子版「ねんきん定期便」の利用登録が必要です） ②年金振込通知書 ③公的年金等の源泉徴収票 ④年金額改定通知書 ⑤年金支払通知書 ⑥年金決定通知書・支給額変更通知書 ⑦社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

●「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携すると、こんなこともできる!!

⑴国民年金保険料の口座振替の申請

年金事務所や金融機関等の窓口に出向くことなく、どこからでもスマートフォンなどを使って、国民年金保険料の口座振替の申請ができます。

⑵扶養親族等申告書の電子申請

年金を受け取っている方の扶養親族等申告書が、オンラインで簡単に提出できます。

⑶確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書・公的年金等の源泉徴収票の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取れます。

⑷ねんきん定期便情報の確認

ねんきんネットからねんきん定期便を取得することで、マイナポータルで、①年金納付月数 ②年金納付額 ③これまでの加入実績に応じた年金額（50歳以上の方は老齢年金の種類と見込額）――のねんきん定期便情報を確認できます。

＊「ねんきんネット」のご利用には登録が必要です。
日本年金機構ホームページ：「ねんきんネットの登録

＊「ねんきんネット」のご利用には登録が必要です。
日本年金機構ホームページ：「ねんきんネットの登録方法」で検索。
▶https://www.nenkin.go.jp/n_net/registration/summary.html

マイナポータルから「ねんきんネット」の利用登録をすると、「ねんきんネット」との連携も同時にできます。

＊「マイナポータル」と「ねんきんネット」の連携には利用登録が必要です。
日本年金機構ホームページ」：「マイナポータルからの利用登録方法」で検索。
▶https://www.nenkin.go.jp/n_net/registration/mynaportal.html

Web 年金広報

2025 11 月号
Vol.152（通巻797号）

発行所　特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9　The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281　FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

地域型年金委員のお仕事　（2）

控除証明書が日本年金機構から送られてきます！

日本年金機構では、令和7年中に国民年金の保険料を納付した方に、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送っています。控除証明書ってなに？ ご近所でわからない方がいたり、話題になったりしたときは、みなさんの出番です。アドバイスしてあげましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書とは、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類で、年末調整や確定申告のときに、社会保険料控除を申告する場合、この書類が必要となります。国税庁のe-Taxで確定申告を行う場合に利用できる電子データの控除証明書はマイナポータルから受け取ることができます（日本年金機構ホームページ「確定申告・年末調整に必要な通知書をマイナポータルで受け取る」で検索▶ https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshisofu_kojin/mynaportal.html）。

社会保険料控除は、自分自身や配偶者、その他の親族の社会保険料を納めた場合に受けられる所得控除の一種で、これにより、課税される所得額が減らされ、支払うことになる所得税や住民税が少なくなります。

控除証明書は、国民年金保険料を納付した時期が ――

⑴令和7年1月1日から令和7年9月30日までの方

〇電子データの場合、令和7年10月16日㈭から10月下旬にかけて順次送付

〇書面の場合、令和7年10月24日㈮から11月上旬にかけて順次郵送

⑵令和7年10月1日から令和7年12月31日までの方

〇電子データの場合、令和8年1月下旬から順次送付

〇書面の場合、令和8年2月上旬に郵送

●ハガキ版の控除証明書

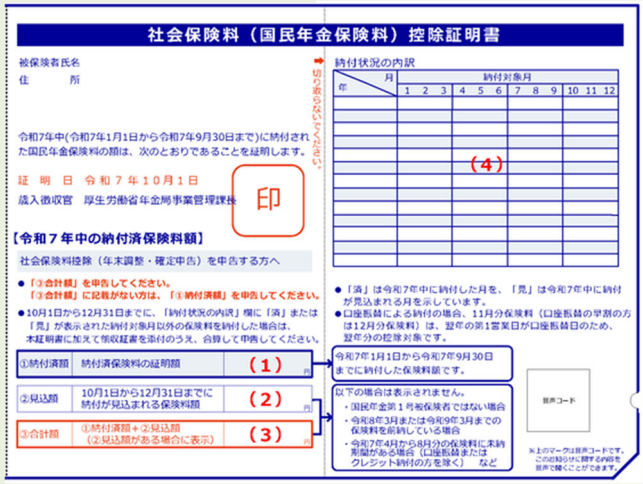

●A4判の控除証明書

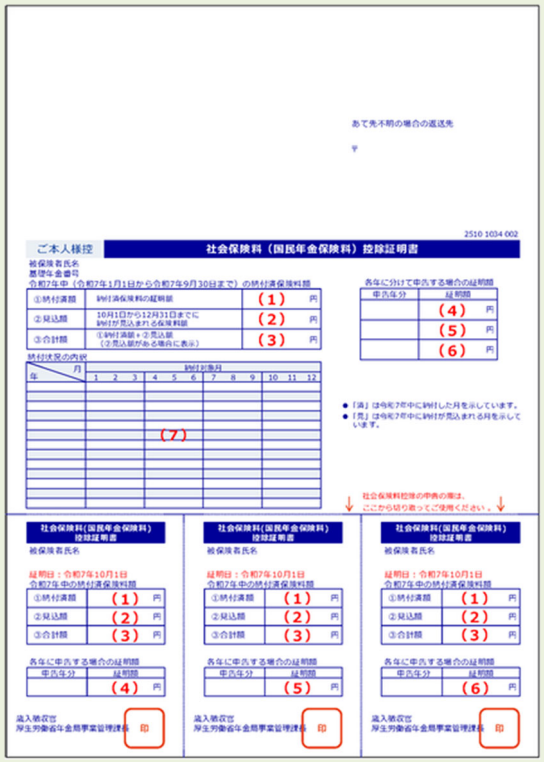

＊A4判の控除証明書は国民年金保険料を13月以上前納した方に送られてきます。